

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	令和 3 年 4 月のおりひめバス見直しに向けた運行内容の検討結果
意見募集の趣旨	令和 3 年 4 月の市内県立高校統廃合にあわせた、おりひめバスの運行内容の見直しについて、令和元年 6 月より、桐生市おりひめバス運行事業検討委員会において、路線や時刻、将来のおりひめバスのあり方等検討を重ねてきました。 検討案を本市が決定するにあたり、事前に広く市民等の意見を求めることで、修正が可能なものは対応する、また、困難なものは今後の課題とすることを明示した上で、おりひめバスの見直しを実施していくため、桐生市市民の意見提出手続に関する条例（平成 23 年 12 月 27 日桐生市条例第 26 号）第 12 条により意見提出手続を実施するものです。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 おりひめバスに対して利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 2 年 8 月 2 8 日（金）～9 月 2 8 日（月）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所本館 2 階広域連携推進室へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所広域連携推進室あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・koiki@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	令和 3 年 4 月のおりひめバス見直しに向けた運行内容の検討結果概要版
担当	共創企画部 広域連携推進室 広域連携推進担当 電話 0277-46-1111（内線 387）
備考	・ 結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた方の氏名等の個人情報公表はしません。 ・ 個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・ 提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。